

臨時福祉給付金の受け付けを開始しました

消費税率が8%へ引き上げられたことにより、所得の低い方への負担を軽減するため、昨年に引き続き臨時福祉給付金を支給します。

給付対象者

平成27年1月1日に大竹市に住民票がある方のうち、平成27年度の市民税が課税されない方
 ※ 市民税が課税されている方の扶養親族となっている方や生活保護制度の被保護者などは対象外です。

給付額

給付対象者1人につき 6千円
 (平成27年10月から平成28年9月までの1年分)

申請手続き

8月中旬に、受給の可能性がある方がいる世帯に、申請書を送付しました。
 申請書には、給付金の対象となる可能性のある方の名前をあらかじめ

問い合わせ 社会健康課 ☎2152

印刷してあります。内容を確認の上申請書に印鑑を押してください。申請には、対象の方全員の本人確認書類(保険証や免許証など)のコピーの添付が必要です。申請書と本人確認書類のコピーを同封した返信用封筒に入れてポストに投函してください(切手は不要です)。

申請期間

9月1日(火)～平成28年2月29日(月)

社会健康課(市役所2階)の窓口でも申請を受け付けます。

受付時間

平日9時～16時

※ 窓口の混雑が予想されますので、できるだけ郵便による申請をお願いします。

給付金の受け取り

申請受付後、市で審査を行い支給決定となった場合、指定された口座に給付金を振り込みます。なお、振込みは10月1日(木)以降となります。

参加者募集

子育てスキルを身に付けよう コモンセンスペアレンティング(CSP)

問い合わせ 福祉課 家庭児童相談室 ☎2151

子どもってどうしてこんなに言うこと聞かないの? 困った行動にイライラして怒ってばかり...それは、親子関係が悪循環におちいつているからかもしれません。

CSPでは、親と子のコミュニケーションに注目し、親子関係を良い循環に持っていくための子育てスキルについて学びます。子どもの行動を理解し、子どものやる気を引き出す方法について参加者と一緒に学んでみませんか。

申し込み

9月25日(金)までに家庭児童相談室へ。無料託児がありますので、必要な方は申し込み時にお伝えください。



	とき	内容
第1回	10月13日(火)	わかりやすいコミュニケーション
第2回	10月27日(火)	良い結果・悪い結果
第3回	11月10日(火)	効果的な ^毎 営め方
第4回	11月24日(火)	予防的教育法
第5回	12月8日(火)	問題行動を正す教育法
第6回	12月22日(火)	自分自身をコントロールする教育法
第7回	1月19日(火)	フォロー会

※ 時間は全て10時～12時

ところ サントピア大竹

対象

6歳から小学3学年までの子どもをもつ市内在住の保護者で、全7回の講座全てに参加できる方

定員 6人

※ 応募者には、受講の可否を連絡します。